

5福監第163号
令和6年3月14日

請求人 様
請求人 様
請求人 様

福津市監査委員 灘谷 和徳
福津市監査委員 榎本 博

監査結果報告書
(福間浄化センター植栽等管理業務委託について)

このことについて、福津市監査委員監査基準に基づいて監査を実施しましたので、次のとおり監査結果を報告します。

第1 請求の受付

1 請求人

住所 福岡県福津市【省略】

氏名 【省略】

住所 福岡県福津市【省略】

氏名 【省略】

住所 福岡県福津市【省略】

氏名 【省略】

2 請求書の提出

請求書の提出日（監査事務局受付日）は、令和6年1月17日である。

3 請求の内容

請求人提出の福津市職員措置請求書（住民監査請求書）による請求（以下「本件請求」という。）の内容は次のとおりである。

（本件請求書の原文のまま掲載している。）

4 請求の要旨

- 1 福津市長は、下記の通り、上西郷区自治会と締結した「福間浄化センター植栽等管理業務委託契約」に基づき、令和5年5月25日に2,365,000円、同9月29日に2,365,000円、同11月28日に2,365,000円の合計7,095,000円を支出した。

記

業務委託契約日	履行期間	業務委託料 (円)	支出命令日
令和5年5月11日 (第1回)	5月12日～6月30日	2,365,000	令和5年5月25日
令和5年8月15日 (第2回)	8月16日～9月15日	2,365,000	令和5年9月29日
令和5年11月8日 (第3回)	11月2日～12月8日	2,365,000	令和5年11月28日
合計		7,095,000	

2 前記1の業務委託契約(3回)の締結にあたっては、随意契約とすること等について、執行司兼見積依頼司が作成されているところ、次の理由が記されている。

1 件名 福間浄化センター植栽等管理業務委託(第〇回)

2 契約の方法 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定による随意契約

3 随意契約の根拠 福間浄化センター建設時に地元関係者と取り交わした協定に基づく業務委託であり、契約の相手方は特定されているため、競争入札に適さない。

8 見積依頼先 上西郷区(上西郷区自治会長)

「福間浄化センター設置に関する協定書」第4条に基づく

3 業務委託料名目で支出された前記1の7,095,000円のうち金5,000,000円の支出は、実質は財産上の無償譲渡であり、地方自治法第232条の2の寄付または補助にあたる(以下では金5,000,000円の支出を「本件補助金支出」という)。

(1) 平成14年当時の福間町すなわち、池浦福間町長は、福間浄化センター設置について、上西郷区が受け入れる条件として、年間500万円の環境整備対策費を支払う旨の申し入れを行い、上西郷区との間で、平成14年2月28日に確認書を締結し、そして同年6月10日に、環境整備対策費年間500万円の支払いを明記した福間町公共下水道処理施設建設にかかる確認書を交わした。

(2) その後平成19年11月12日、福津市長は上西郷区との間で、環境整備対策費(年間500万円)を施設内業務委託(草刈り費用)に加算して支払う旨の協定書(福間浄化センター設置に関する協定書)を締結した。

(3) 以後、福津市は、業務委託契約に基づく業務委託料の名目で、実質は地方自治法232条の2に規定する補助金として、年間500万円の環境整備対策費の支払いを続けた。

(4) 令和5年度においても前記1のとおり本件補助金支出をした。

4 本件補助金支出は、地方自治法232条の2に違反し違法である。

(1) 同法232条の2の「公益上必要がある場合」に該当するか否かについては、当該地方公共団体の長が個々の事例に則して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではなく客観的に公益上必要であると認められなければならない(行実昭28・6・29 自行発186号)。地方自治法232条の2が「公益上の必要性」という要件を課した趣旨は、恣意的な補助金等の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、その裁量権の範囲には一定限界があり、その裁量権の逸脱または濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになる。

(2) 本件補助金支出は、客観的に合理的な理由を欠いており「公益上の必要」とい

う要件を欠いている。また、仮に環境整備対策費として年間500万円の支出を始めた平成20年当時には「公益上の必要」を認めることができる場合にも、余りに長期間にわたり補助金支出を続けることおよび令和5年4月1日以後に支出を行うことは、裁量権の濫用として違法支出になると言うべきである。

(3) 長年続けられてきた環境整備対策費としての年間500万円の支出には、令和5年3月末までの時点で、次のような問題や弊害があることを、福津市長は認識していた。

① 本件補助金支出にかかる管理業務委託契約の相手方は、上西郷区自治会ではなく、住民全員が対象の上西郷区組合である「上西郷区財産組合」とすべきこと。

② 上西郷区自治会を本件補助金支出の支払先としていることや「公益上の必要」のない補助金支出を続けていること等により、支払われた補助金の管理や使用等をめぐり、上西郷区自治会および上西郷財産組合の適正な運営等（税申告を含む）の阻害原因となっていること、また、住民間の不平等の原因となっていること。

(3) よって、令和5年度においても漫然と本件補助金支出を行ったことは明らかに「公益上の必要」の要件を欠き、違法である。

5 本件補助金支出を行った福津市長には、善良な管理者の注意義務に違反した違法があるから、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、本件補助金支出によって福津市が受けた損害金5,000,000円につき福津市長に損害賠償を求めるなど、必要な措置を講じることを請求する。

5 事実を証する書面

請求人が、事実を証する書面として提出したものは次のとおりである。

甲1 平成14年2月28日付 福間町公共下水道処理施設建設に係る確認書

甲2 平成14年6月10日付 福間町公共下水道処理施設建設に係る確認書

甲3 平成19年11月12日付 福間浄化センター設置に関する協定書

甲4 令和5年度福間浄化センター植栽等管理業務委託 見積結果報告兼契約締結
伺

甲5 令和5年5月11日付業務委託契約書

甲6 支出命令書（第1回）

甲7 令和5年8月15日付業務委託契約書

甲8 支出命令書（第2回）

甲9 令和5年11月8日付業務委託契約書

甲10 支出命令書（第3回）

提出された資料はすべて写しである。

6 請求の要件審査及び受理

令和6年2月8日に監査委員会議を開催し、本件請求については地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、同日、本件請求を受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

令和5年5月11日に締結した福間浄化センター植栽等管理業務委託契約、令和5年8月15日に締結した福間浄化センター植栽等管理業務（第2回）委託契約及び令和5年11月8日に締結した福間浄化センター植栽等管理業務（第3回）委託契約における契約金額の積算内容の適正性とした。

2 監査対象部署

都市整備部下水道課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を設けるにあたり、陳述の希望を確認したが「希望しない」との回答であったため陳述会は設けていない。

4 関係人調査

監査対象部署に対する調査

令和6年2月14日5福監第153号文書により、市長に対して次の資料の提出を求めた。

- ・請求の要旨に対する弁明書
- ・弁明書の裏付けとなる資料

令和6年2月19日に以下の資料が提出された。

- ・福津市職員措置請求に関する弁明書（5福下第563号）
- ・弁明書の裏付けとなる資料
 - 1 平成14年2月28日付 福間町公共下水道処理施設建設に係る確認書
 - 2 平成14年6月10日付 福間町公共下水道処理施設建設に係る確認書
 - 3 平成19年11月12日付 福間浄化センター設置に関する協定書
 - 4 福間浄化センター植栽等管理業務委託に関する以下の資料
 - ① 契約金積算根拠
 - ② 執行伺兼見積依頼伺（添付書類含む）
 - ③ 見積結果報告兼契約締結伺（添付書類含む）
 - ④ 支出負担行為伺書（添付書類含む）

- ⑤ 支出命令書（添付書類含む）
- ⑥ 委託範囲がわかる資料（増減資料含む）
- 5 土木工事標準積算基準書（一部抜粋）
- 6 土木工事実施設計単価表（一部抜粋）
- 7 諸経費比較資料

本件請求の対象となる3件の契約に係る資料が提出された。
弁明書の裏付けとなる添付資料はすべて写しである。

以下に弁明書の内容を示す。

- 1 監査請求対象事項である「福間浄化センター植栽等管理業務」は、平成19年11月12日に福津市と上西郷区で取り交わした「福間浄化センター設置に関する協定書」第4条の規定に基づく業務委託契約である。
よって請求人が主張する地方自治法第232条の2の寄付または補助には当たらない。
- 2 同法232条の2の「公益上必要がある場合」の主張においても、市はこの契約において補助金であることの認識はなく、下水道事業に必要な業務を発注しているに過ぎず、上西郷区と契約をし、必要な対価を払っているものである。よって請求人が主張する令和5年4月1日以後に支出を行うことは、裁量権の濫用として違法支出ではない。
- 3 管理業務委託契約の相手方は、「上西郷財産組合」とすべきとの主張であるが、令和5年3月13日付4福監第132号の監査結果報告によると、『本件契約の適正な相手方は、財産組合ではなく、自治会であると解するのが相当である。』と結果は出ている。
- 4 任意団体である「上西郷区自治会」及び地縁団体である「上西郷財産組合」については、いずれも住民が自主的に組織して活動する団体であり市の下部組織ではない。市は運営支援の一環で助言を行うことはあっても指揮監督をする立場ではないことから、いずれの団体も運営内容に関しては総会等で自主的に決定している事項である。よって、請求人が主張する団体運営に関して阻害要因になることはない。

令和6年2月28日に監査対象部署の職員から事情聴取を行った。

第3 監査の結果

本件請求の対象となる契約は、令和5年5月11日、8月15日及び11月8日

に福津市（以下「市」という。）と上西郷区自治会（以下「自治会」という。）との間で締結されたものである。

契約件数は3件であり、いずれも福間浄化センター敷地内23,828㎡の草刈等業務を実施するものである。

ここで、契約件数が複数であるため、本件請求の対象となる3件の契約を「本件契約」、本件契約の業務を「本件業務」とし、令和5年5月11日に締結された契約を「第1回契約」、8月15日に締結された契約を「第2回契約」、11月8日に締結された契約を「第3回契約」とする。

本件請求について項目整理を行い、監査対象部署に対する事情聴取及び提出された資料並びに関連する法令等により審査を行った結果、請求内容について次のとおり判断するものとする。

- 1 業務委託料名目で支出された7,095,000円のうち5,000,000円は、地方自治法第232条の2の寄附または補助にあたるのか

(1) 事実の確認

第1回契約の締結日は令和5年5月11日である。同契約は、同月2日に起案された執行伺兼見積依頼伺（5福下第57号、令和5年5月8日決裁）に基づき自治会から見積書（令和5年5月10日付）を徴収し、見積結果報告兼契約締結伺（5福下第75号、令和5年5月10日起案）が決裁された後に締結されている。執行伺兼見積依頼伺には予定価格が2,442,000円と記載されており、自治会が提出した見積金額は2,365,000円である。

契約書には業務委託名「福間浄化センター植栽等管理業務」、履行期間は「令和5年5月12日から令和5年6月30日まで」、契約金額は「2,365,000円」と記載されている。契約相手は上西郷区自治会である。締結日と同日に支出負担行為伺書が作成されている。

履行確認のための検査が令和5年5月25日に実施され、同月30日に完成検査調書及び請求書を添付した支出命令書（同日決裁）を起案している。支出命令日は令和5年5月25日で、支払先名称は上西郷区自治会長となっている。

第2回契約の締結日は令和5年8月15日である。同契約は、同月7日に起案された執行伺兼見積依頼伺（5福下第233号、同日決裁）に基づき自治会から見積書（令和5年8月14日付）を徴収し、見積結果報告兼契約締結伺（5福下第236号、令和5年8月14日起案）が決裁された後に締結されている。執行伺兼見積依頼伺には予定価格が2,442,000円と記載されており、自治会が提出した見積金額は2,365,000円である。

契約書には業務委託名「福間浄化センター植栽等管理業務（第2回）」、履行期間は「令和5年8月16日から令和5年9月15日まで」、契約金額は「2,365,

000円」と記載されている。契約相手は上西郷区自治会である。締結日と同日に支出負担行為伺書が作成されている。

履行確認のための検査が令和5年9月15日に実施され、翌月17日に完成検査調書及び請求書を添付した支出命令書（同日決裁）を起案している。支出命令日は令和5年9月29日で、支払先名称は上西郷区自治会長となっている。

第3回契約の締結日は令和5年11月8日である。同契約は、同月1日に起案された執行伺兼見積依頼伺（5福下第363号、同日決裁）に基づき自治会から見積書（令和5年11月7日付）を徴収し、見積結果報告兼契約締結伺（5福下第380号、令和5年11月7日起案）が決裁された後に締結されている。執行伺兼見積依頼伺には予定価格が2,365,000円と記載されており、自治会が提出した見積金額は2,365,000円である。

契約書には業務委託名「福間浄化センター植栽等管理業務（第3回）」、履行期間は「令和5年11月9日から令和5年12月8日まで」、契約金額は「2,365,000円」と記載されている。契約相手は上西郷区自治会である。締結日と同日に支出負担行為伺書が作成されている。

履行確認のための検査が令和5年11月28日に実施され、翌月1日に完成検査調書及び請求書を添付した支出命令書（同日決裁）を起案している。支出命令日は令和5年11月28日で、支払先名称は上西郷区自治会長となっている。

本件契約に付されたこれらの決裁文書は、時系列の整合性に問題はなく、決裁区分、合議区分についても福津市事務決裁規程（平成17年訓令第2号）に則していることを確認した。

次に、予定価格の積算根拠であるが、監査対象部署は以下の積算過程を経て本件契約における予定価格を算出している。

直接費（設計書では「直接工事費」と記載されている。）は、福岡県土木工事標準積算基準書（共通編）令和4年10月1日（以下「基準書」という。）及び福岡県土木工事实施設計単価表 令和5年7月1日（以下「単価表」という。）を根拠として算出している。

諸経費については積み上げ方式を採用している。

本件契約の実施総面積は23,828㎡で、内訳は以下のとおりとなっている。

- ① 平坦部（刈払い機使用） 16,125㎡
- ② 高木部（刈払い機使用） 6,781㎡
- ③ 低木部（人力除草） 922㎡

本件業務は、1契約に1回実施することとし、年間3回実施されている。そこで、1契約毎に予定価格の積算根拠を確認する。

[第1回契約]

ア. 直接費について

直接費を算出するにあたり、上記①から③の面積に、基準書に基づき以下のとおり採用単価を決定していることを確認した。

<刈払い機での作業部>

① 平坦部 (刈払い機使用) 16,125 m²

② 高木部 (刈払い機使用) 6,781 m²

【パッケージ単価】※

除草 肩掛式 (カッタ径255mm) 34,360円/千m²

<人力での除草部>

③ 低木部 (人力除草) 922 m²

【パッケージ単価】

除草 人力 87,630円/千m²

<人力での集草部>

対象面積 23,828 m² (上記①から③の合計値)

【パッケージ単価】

集草 人力 19,870円/千m²

<積込・荷卸>

対象面積 23,828 m² (上記①から③の合計値)

【パッケージ単価】

積込・荷卸ダンプトラック2t積級 12,480円/千m²

<運搬>

対象面積 23,828 m² (上記①から③の合計値)

【パッケージ単価】

運搬ダンプトラック2t積級 2,672円/千m²

次に、刈払い機使用部及び人力除草部にそれぞれの採用単価を乗じて各作業に係る経費を算出し、実施総面積全体に集草、積込・荷卸及び運搬の各単価を乗じて得られた金額の合計額を直接費としている。積算上は採用単価が千m²当たりであるため、対象面積は割り戻されている。

算出結果は以下のとおり。

a. 平坦部の除草肩掛式 (カッタ径255mm) に要する金額

$$16,125 \text{ m}^2 \times 34,360 \text{ 円/千m}^2 = 554,055 \text{ 円}$$

- b. 高木部の除草肩掛式（カッタ径255mm）に要する金額
 $6.781 \text{ m}^2 \times 34,360 \text{ 円/千m}^2 = 232,995 \text{ 円}$
- c. 除草部の除草人力に要する金額
 $0.922 \text{ m}^2 \times 87,630 \text{ 円/千m}^2 = 80,794 \text{ 円}$
- d. 除草部全体の集草人力に要する金額
 $23.828 \text{ m}^2 \times 19,870 \text{ 円/千m}^2 = 473,462 \text{ 円}$
- e. 除草部全体の積込・荷卸ダンプトラック2t積級に要する金額
 $23.828 \text{ m}^2 \times 12,480 \text{ 円/千m}^2 = 297,373 \text{ 円}$
- f. 除草部全体の運搬ダンプトラック2t積級に要する金額
 $23.828 \text{ m}^2 \times 2,672 \text{ 円/千m}^2 = 63,668 \text{ 円}$

直接費計 1,702,347円 (a+b+c+d+e+f)

※「パッケージ単価」とは、国土交通省が施工単位ごとに、機械経費、労務費、材料費を含む標準単価を設定して直接工事費を積算するために採用している算定方式によって算出された単価。

イ. 諸経費について

諸経費については、以下のとおり算出していることを確認した。

A. 共通仮設費について

共通仮設費は、発生すると想定される費用を率計上する他、現場状況に応じ、例外的に発生する費用を積み上げる方式が一般的であるが、本件業務においては、実施場所、契約の相手方の特性から、基準書の率を採用せず、「打ち合わせ」、「書類作成」、「人員募集」、「事前準備」、「竣工書類確認」に係る参加人数に単価を乗じて算出し、他に事務用品費、消耗品費として、「コピー代」、「飲料費」「その他」を積み上げ計上している。

共通仮設費の内訳は以下のとおりである。

<人数に係る経費>

a. 打ち合わせに要する人数

普通作業員 $6 \text{ 人} \times 4 \text{ 時間} / 8 \text{ 時間} = 3.00 \text{ 人/日}$

土木一般世話役 $2 \text{ 人} \times 4 \text{ 時間} / 8 \text{ 時間} = 1.00 \text{ 人/日}$

b. 書類作成に要する人数

普通作業員 $2 \text{ 人} \times 2 \text{ 時間} / 8 \text{ 時間} = 0.50 \text{ 人/日}$

土木一般世話役 $1 \text{ 人} \times 2 \text{ 時間} / 8 \text{ 時間} = 0.25 \text{ 人/日}$

c. 人員募集に要する人数

普通作業員 $17 \text{ 人} \times 1 \text{ 時間} / 8 \text{ 時間} = 2.125 \text{ 人/日}$

d. 事前準備に要する人数

普通作業員	6人×8時間／8時間＝6.00人/日
土木一般世話役	2人×8時間／8時間＝2.00人/日
e. 竣工書類確認に要する人数	
普通作業員	6人×8時間／8時間＝6.00人/日
土木一般世話役	2人×8時間／8時間＝2.00人/日

普通作業員計	17.625人 (a+b+c+d+e)
土木一般世話役計	5.250人 (a+b+d+e)

採用単価

普通作業員	20,800円
土木一般世話役	26,100円

計 503,625円 (17.625人×20,800円+5.25人×26,100円)

<事務用品費、消耗品費等に係る経費>

a. コピー代	8,000円 (400枚×20円/枚)
b. 飲料費	6,500円 (65人×100円/本)
c. その他(筆記具等)	500円
計	15,000円 (a+b+c)

共通仮設費計 518,625円 (503,625円+15,000円)

B. 現場管理費について
計上されていない。

C. 一般管理費について
△972円 (端数調整)

諸経費計 (共通仮設費+一般管理費) 517,653円

業務価格 (直接費+諸経費) 2,220,000円

第1回契約の予定価格 (業務価格+消費税相当額) 2,442,000円

[第2回契約]

ア. 直接費について

直接費を算出するにあたり、上記①から③の面積に、基準書に基づき以下の

とおり採用単価を決定していることを確認した。

<刈払い機での作業部>

① 平坦部 (刈払い機使用) 16,125 m²

② 高木部 (刈払い機使用) 6,781 m²

【パッケージ単価】

除草 肩掛式 (カッタ径255mm) 34,360円/千m²

<人力での除草部>

③ 低木部 (人力除草) 922 m²

【パッケージ単価】

除草 人力 87,630円/千m²

<人力での集草部>

対象面積 23,828 m² (上記①から③の合計値)

【パッケージ単価】

集草 人力 19,870円/千m²

<積込・荷卸>

対象面積 23,828 m² (上記①から③の合計値)

【パッケージ単価】

積込・荷卸ダンプトラック2t積級 12,480円/千m²

<運搬>

対象面積 23,828 m² (上記①から③の合計値)

【パッケージ単価】

運搬ダンプトラック2t積級 2,672円/千m²

次に、刈払い機使用部及び人力除草部にそれぞれの採用単価を乗じて各作業に係る経費を算出し、実施総面積全体に集草、積込・荷卸及び運搬の各単価を乗じて得られた金額の合計額を直接費としている。積算上は採用単価が千m²当たりであるため、対象面積は割り戻されている。

算出結果は以下のとおり。

a. 平坦部の除草肩掛式 (カッタ径255mm) に要する金額

$$16,125 \text{ m}^2 \times 34,360 \text{ 円/千m}^2 = 554,055 \text{ 円}$$

b. 高木部の除草肩掛式 (カッタ径255mm) に要する金額

$$6,781 \text{ m}^2 \times 34,360 \text{ 円/千m}^2 = 232,995 \text{ 円}$$

c. 除草部の除草人力に要する金額

$$0.922 \text{ m}^2 \times 87,630 \text{ 円/千m}^2 = 80,794 \text{ 円}$$

d. 除草部全体の集草人力に要する金額

$$23.828 \text{ m}^2 \times 19,870 \text{ 円/千m}^2 = 473,462 \text{ 円}$$

e. 除草部全体の積込・荷卸ダンプトラック 2t 積級に要する金額

$$23.828 \text{ m}^2 \times 12,480 \text{ 円/千m}^2 = 297,373 \text{ 円}$$

f. 除草部全体の運搬ダンプトラック 2t 積級に要する金額

$$23.828 \text{ m}^2 \times 2,672 \text{ 円/千m}^2 = 63,668 \text{ 円}$$

直接費計 1,702,347円 (a+b+c+d+e+f)

イ. 諸経費について

諸経費については、以下のとおり算出していることを確認した。

A. 共通仮設費について

共通仮設費は、発生すると想定される費用を率計上する他、現場状況に応じ、例外的に発生する費用を積み上げる方式が一般的であるが、本件業務においては、実施場所、契約の相手方の特性から、基準書の率を採用せず、「打ち合わせ」、「関係機関協議」、「書類作成」、「人員募集」、「事前準備」、「竣工書類確認」に係る参加人数に単価を乗じて算出し、他に事務用品費、消耗品費として、「コピー代」、「飲料費」「その他」を積み上げ計上している。

共通仮設費の内訳は以下のとおりである。

<人数に係る経費>

a. 打ち合わせに要する人数

$$\text{普通作業員} \quad 5 \text{ 人} \times 4 \text{ 時間} / 8 \text{ 時間} = 2.50 \text{ 人/日}$$

$$\text{土木一般世話役} \quad 1 \text{ 人} \times 4 \text{ 時間} / 8 \text{ 時間} = 0.50 \text{ 人/日}$$

b. 関係機関協議に要する人数

$$\text{普通作業員} \quad 1 \text{ 人} \times 4 \text{ 時間} / 8 \text{ 時間} = 0.50 \text{ 人/日}$$

$$\text{土木一般世話役} \quad 1 \text{ 人} \times 4 \text{ 時間} / 8 \text{ 時間} = 0.50 \text{ 人/日}$$

c. 書類作成に要する人数

$$\text{普通作業員} \quad 2 \text{ 人} \times 2 \text{ 時間} / 8 \text{ 時間} = 0.50 \text{ 人/日}$$

$$\text{土木一般世話役} \quad 1 \text{ 人} \times 2 \text{ 時間} / 8 \text{ 時間} = 0.25 \text{ 人/日}$$

d. 人員募集に要する人数

$$\text{普通作業員} \quad 17 \text{ 人} \times 1 \text{ 時間} / 8 \text{ 時間} = 2.125 \text{ 人/日}$$

e. 事前準備に要する人数

$$\text{普通作業員} \quad 6 \text{ 人} \times 8 \text{ 時間} / 8 \text{ 時間} = 6.00 \text{ 人/日}$$

$$\text{土木一般世話役} \quad 2 \text{ 人} \times 8 \text{ 時間} / 8 \text{ 時間} = 2.00 \text{ 人/日}$$

f. 竣工書類確認に要する人数

$$\text{普通作業員} \quad 6 \text{ 人} \times 8 \text{ 時間} / 8 \text{ 時間} = 6.00 \text{ 人/日}$$

土木一般世話役 2人×8時間/8時間=2.00人/日

普通作業員計 17.625人 (a+b+c+d+e+f)

土木一般世話役計 5.250人 (a+b+c+e+f)

採用単価

普通作業員 20,800円

土木一般世話役 26,100円

計 503,625円 (17.625人×20,800円+5.25人×26,100円)

<事務用品費、消耗品費等に係る経費>

a. コピー代 8,000円 (400枚×20円/枚)

b. 飲料費 6,500円 (65人×100円/本)

c. その他(筆記具等) 500円

計 15,000円 (a+b+c)

共通仮設費計 518,625円 (503,625円+15,000円)

B. 現場管理費について

計上されていない。

C. 一般管理費について

△972円 (端数調整)

諸経費計 (共通仮設費+一般管理費) 517,653円

業務価格 (直接費+諸経費) 2,220,000円

第2回契約の予定価格 (業務価格+消費税相当額) 2,442,000円

[第3回契約]

ア. 直接費について

直接費を算出するにあたり、上記①から③の面積に、基準書に基づき以下のとおり採用単価を決定していることを確認した。

<刈払い機での作業部>

① 平坦部 (刈払い機使用) 16,125m²

② 高木部 (刈払い機使用) 6, 781 m²
 【パッケージ単価】
 除草 肩掛式 (カッタ径255mm) 34, 360円/千m²

<人力での除草部>

③ 低木部 (人力除草) 922 m²
 【パッケージ単価】
 除草 人力 87, 630円/千m²

<人力での集草部>

対象面積 23, 828 m² (上記①から③の合計値)
 【パッケージ単価】
 集草 人力 19, 870円/千m²

<積込・荷卸>

対象面積 23, 828 m² (上記①から③の合計値)
 【パッケージ単価】
 積込・荷卸ダンプトラック2t積級 12, 480円/千m²

<運搬>

対象面積 23, 828 m² (上記①から③の合計値)
 【パッケージ単価】
 運搬ダンプトラック2t積級 2, 672円/千m²

次に、刈払い機使用部及び人力除草部にそれぞれの採用単価を乗じて各作業に係る経費を算出し、実施総面積全体に集草、積込・荷卸及び運搬の各単価を乗じて得られた金額の合計額を直接費としている。積算上は採用単価が千m²当たりであるため、対象面積は割り戻されている。

算出結果は以下のとおり。

a. 平坦部の除草肩掛式 (カッタ径255mm) に要する金額

$$16.125 \text{ m}^2 \times 34, 360 \text{ 円/千m}^2 = 554, 055 \text{ 円}$$

b. 高木部の除草肩掛式 (カッタ径255mm) に要する金額

$$6.781 \text{ m}^2 \times 34, 360 \text{ 円/千m}^2 = 232, 995 \text{ 円}$$

c. 除草部の除草人力に要する金額

$$0.922 \text{ m}^2 \times 87, 630 \text{ 円/千m}^2 = 80, 794 \text{ 円}$$

d. 除草部全体の集草人力に要する金額

$$23.828 \text{ m}^2 \times 19, 870 \text{ 円/千m}^2 = 473, 462 \text{ 円}$$

e. 除草部全体の積込・荷卸ダンプトラック2t積級に要する金額

23. $828\text{ m}^2 \times 12$, $480\text{ 円/千m}^2 = 297,373\text{ 円}$
f. 除草部全体の運搬ダンプトラック 2t 積級に要する金額

23. $828\text{ m}^2 \times 2$, $672\text{ 円/千m}^2 = 63,668\text{ 円}$

直接費計 1,702,347 円 (a+b+c+d+e+f)

イ. 諸経費について

諸経費については、以下のとおり算出していることを確認した。

A. 共通仮設費について

共通仮設費は、発生すると想定される費用を率計上する他、現場状況に応じ、例外的に発生する費用を積み上げる方式が一般的であるが、本件業務においては、実施場所、契約の相手方の特性から、基準書の率を採用せず、「打ち合わせ」、「関係機関協議」、「書類作成」、「人員募集」、「事前準備」、「竣工書類確認」に係る参加人数に単価を乗じて算出し、他に事務用品費、消耗品費として、「コピー代」を積み上げ計上している。

共通仮設費の内訳は以下のとおりである。

<人数に係る経費>

a. 打ち合わせに要する人数

普通作業員 $5\text{ 人} \times 2\text{ 時間} / 8\text{ 時間} = 1.25\text{ 人/日}$

土木一般世話役 $1\text{ 人} \times 2\text{ 時間} / 8\text{ 時間} = 0.25\text{ 人/日}$

b. 関係機関協議に要する人数

普通作業員 $1\text{ 人} \times 4\text{ 時間} / 8\text{ 時間} = 0.50\text{ 人/日}$

土木一般世話役 $1\text{ 人} \times 4\text{ 時間} / 8\text{ 時間} = 0.50\text{ 人/日}$

c. 書類作成に要する人数

普通作業員 $2\text{ 人} \times 1\text{ 時間} / 8\text{ 時間} = 0.25\text{ 人/日}$

土木一般世話役 $1\text{ 人} \times 1\text{ 時間} / 8\text{ 時間} = 0.125\text{ 人/日}$

d. 人員募集に要する人数

普通作業員 $17\text{ 人} \times 1\text{ 時間} / 8\text{ 時間} = 2.125\text{ 人/日}$

e. 事前準備に要する人数

普通作業員 $6\text{ 人} \times 7\text{ 時間} / 8\text{ 時間} = 5.25\text{ 人/日}$

土木一般世話役 $2\text{ 人} \times 7\text{ 時間} / 8\text{ 時間} = 1.75\text{ 人/日}$

f. 竣工書類確認に要する人数

普通作業員 $6\text{ 人} \times 8\text{ 時間} / 8\text{ 時間} = 6.00\text{ 人/日}$

土木一般世話役 $2\text{ 人} \times 8\text{ 時間} / 8\text{ 時間} = 2.00\text{ 人/日}$

普通作業員計 15.375 人 (a+b+c+d+e+f)

土木一般世話役計 4.625 人 (a+b+c+e+f)

採用単価	
普通作業員	20,800円
土木一般世話役	26,100円

計 440,512円 (15.375人×20,800円+4.625人×26,100円)

<事務用品費、消耗品費等に係る経費>

コピー代 8,000円 (400枚×20円/枚)

計 8,000円

共通仮設費計 448,512円 (440,512円+8,000円)

B. 現場管理費について
計上されていない。

C. 一般管理費について
△859円 (端数調整)

諸経費計 (共通仮設費+一般管理費) 447,653円

業務価格 (直接費+諸経費) 2,150,000円

第3回契約の予定価格 (業務価格+消費税相当額) 2,365,000円

(2) 監査委員の判断

一般的に随意契約は、特定の相手と市長の裁量で契約を締結することになるので、価格の妥当性と市の不利益とならないよう適正な予定価格を設定する必要がある。価格決定にあたり合理的な裁量を逸脱し、著しく不利な価格あるいは不当な価格を設定したと認められる場合に違法又は不当であると評価されるべきものとする。

本件契約は、令和5年度において市と自治会との間で3回締結されている。全て予定価格の範囲内で契約が締結されている。

予定価格については、福間浄化センター内において業務の対象となる面積に、それぞれの作業部に係る費用を基準書に記載されている単価を乗じて直接費を積算し、諸経費は基準書を採用せず契約相手の特異性、実態等を鑑み、積み上げ

方式としている。直接費は全ての契約において同一の単価が採用されているため同額である。一方で、諸経費の作業項目並びに予定価格には相違がみられる。

各契約の対象となる作業面積が変わらず、採用した単価も同じであることから、予定価格が異なることとなった諸経費の設定には、その根拠となる理由が必要である。このことについて、監査対象部局に説明を求めた結果、諸経費に関しては、本件業務を実施するに際し必要と見込まれる作業項目を抽出し、契約相手である自治会と確認したうえで、妥当と判断した経費のみを計上していることを確認した。

本件業務は、機械による除草作業と人力で行う除草作業の範囲に区分されている。作業は除草肩掛式、除草人力、集草人力、積込・荷卸、運搬とし、基準書が示す施工フローを基に各作業項目が直接費に計上されている。諸経費については基準書の経費率を適用せず、本件業務を実施する際に必要となる間接的な費用を積み上げ、その他の経費は計上されていないため、基準書の経費率を適用した場合に比べ安価となっている。

即ち本件契約の予定価格は、基準書に従い積み上げられた直接費と契約相手及び業務内容に照らして必要な経費のみで積み上げられた諸経費で構成されていることが確認できる。

よって、本件契約における予定価格を設定する過程において、恣意的に過大に積算されている事実は認められない。請求人らは、「業務委託料名目で支出された7,095,000円のうち金5,000,000円の支出は、実質は財産上の無償譲渡であり、地方自治法第232条の2の寄付または補助にあたる」と主張するが、業務委託料である7,095,000円は、前述のとおり、本件契約に基づき委託した業務に対する必要な対価であり、「財産上の無償譲渡」ではなく、法第232条の2の「寄付」または「補助」に当たらない。

以上のことから、本件監査における請求事項である「本件補助金」を法第242条第1項の規定に基づき、福津市が受けた損害金として5,000,000円の損害賠償を求める請求については、請求人の主張に合理的な理由はないものと判断し、本件請求を棄却する。

2 本件契約を締結するにあたり自治会は適正な相手方であるか

本件請求において、請求人が「本件補助金支出にかかる管理業務委託契約の相手方は、上西郷区自治会ではなく、住民全員が対象の上西郷区組合である「上西郷区財産組合」とすべきこと」と主張することについては、「寄付」または「補助」の存在が認められない以上、「寄付または補助」が自治会に支出された事実もないと解するのが適当である。

なお、契約相手の適正性については、令和5年3月13日付け監査結果報告書(以下「前回報告」という。)においてその判断を示している。本件請求には上西郷財

産組合及び自治会に関する新たな違法、不当な事由が認められないため、本件契約の相手方の適正性については前回報告の判断のとおりである。

第4 監査委員の意見

本件監査請求における監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回の監査を通じ、次のとおり意見を述べる。

福津市財務規則（平成17年規則第138号）第111条第3項に「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」と規定されている。契約を行う場合は、透明性、公平性及び効率的な予算執行となるよう契約金額の情報を可能な限り収集し、金額の妥当性の確保を図るため、適切な予定価格を設定しなければならないものである。

今回の監査対象である本件契約は、主要な作業について基準書及び単価表を基に積算されていること、業務の対象個所の情報収集をおこない積算に反映したことによって令和4年度の「福間浄化センター植栽等管理業務委託」に係る諸経費より安価となっていることから、金額の妥当性、客観性を確保するよう努めていることに一定の評価はできる。

一方で、本件契約は競争入札によらない契約であり契約相手が特定されていることから、一層の透明性が求められる。よって契約事務において契約理由だけでなく予定価格の根拠を明確に決裁文書に記載しておくべきと思慮する。監査対象部署より提出された決裁文書には予定価格は記載されているが、その根拠となる設計書が添付されているのみで、積算の根拠となる具体的な理由までは記載されていない。より透明性を高めるために検討をお願いしたい。

今回の請求においては、福間浄化センター内の草刈り業務を実施するために設定された予定価格の妥当性について監査を行い、本件請求の適法性の適否について先のとおり判断としたが、契約の公正及び価格の有利性は随意契約においてもしかるべきであり、市長及び市職員におかれては、公金を取扱うという職責を十分に自覚して、市民からの信頼を損なうことがないよう、より適切な事務執行に努められることを要望して監査委員の意見とする。